

## 成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置について

このことについて、本市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の積極的な活用を図り、もって市民が判断能力の低下により自らの財産を管理し、又は日常生活を営むことが困難となった場合においても地域で安心して生活を継続できるよう、下記のとおり成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置しましたので、お知らせします。

### 記

- 1 中核機関設置日  
令和6年10月1日（火）
- 2 中核機関運営事業者  
社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会  
※ 本市からの委託により運営を行います。
- 3 中核機関が実施する事業の内容
  - (1) 相談及び利用支援  
成年後見制度の適切な利用のため、申立手続の説明、助言等を行います。
  - (2) 成年後見人等に対する支援  
成年後見人等による後見事務の円滑な実施のため、実務研修、個別相談及び成年後見人等連絡会を開催します。
  - (3) 地域連携ネットワーク協議会の運営  
成年後見制度に関するニーズの把握及び成年後見人等による後見事務の円滑化のため、地域の支援関係者等で構成する「地域連携ネットワーク協議会」を運営します。
  - (4) 検討支援会議の運営  
権利擁護を必要とする方に対する適切な支援方法を検討するため、関係行政機関、弁護士、司法書士、社会福祉士等の実務者で構成する「検討支援会議」

を運営します。

(5) 法人後見の実施

成年被後見人等の意思を尊重した支援を行うため、法人後見を実施し、地域住民や福祉・法律の関係団体等と連携した見守りのネットワークの構築を図ります。

(6) 市民後見人の養成・活動支援

市民後見人を養成する講座の実施及び市民後見人候補者の登録、受任調整及び活動支援等を実施します。

(7) 広報、周知及び普及啓発

成年後見制度に関する情報発信、講演会の開催等、市民、関係団体等を対象とした成年後見制度に関する幅広い広報、周知及び普及啓発を行います。